



Title	ハーバーマスの理論哲学 「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識实在論」をめぐって
Author(s)	佐々木, 尽
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105356
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 佐々木 尽 ）	
論文題名	ハーバーマスの理論哲学 「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識実在論」をめぐって
論文内容の要旨	
本論の課題は、ユルゲン・ハーバーマスが著書『真理と正当化』（1999/2004 (=WR)) で提示した「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識実在論」とはいかなる立場なのかを明らかにすることである。読んで字の如く、ここには「言語論」「カント主義」「プラグマティズム」「認識実在論」という、それぞれ一筋縄では掴みきれない要素が——しかも相互に絡み合いながら——含まれており、容易な理解を許さない。さらにハーバーマス自身が同書で回送する通り、この立場を含めた理論哲学的な探究は、1968年に出版された『認識と関心』以降「批判的社會理論を言語語用論的に直接根拠づけるという試み」(WR 13) の後景に退き、以後1999年まで主題的に取り扱われる機会がなかった。そして再びこの探究に着手し、上述の立場を提示したハーバーマスは、それまでの自らの理論に——中でも最も中核的な概念の一つである「真理」の理論に——「きわめて遅まきながら修正を加えた」(WR 15) とする。このように、要素の複合性だけでなく、主題的に取り扱われる機会の少なさやその間の立場変更が重なり合うこともあいまって、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識実在論」という新たな立場の内実は十分に問われてきたとは言い難い。ハーバーマス自身は1999年に再度理論哲学を前景化したわけだが、それに対する批判や吟味、検討といったハーバーマス理論哲学の研究は、今なお依然として後景に退いたままである。そこで本論は、『真理と正当化』のハーバーマスが繰り広げたいくつかの論争を主として読み解くことによって、新たに提示したこの立場を輪郭づけていく。本論の大まかな構成は、ハーバーマス言語論の中心概念の一つでもある「妥当要求」の区分に合わせて、第1部の主題を「命題的真理性」に、第2部の主題を「規範的正当性」とする。 第1部の主題は基本的に「真理論」である。ハーバーマスは命題の真理性について、〈話し手によって掲げられた真理性要求の認証〉を決め手とする真理論を1970年代から提示しており、一般に「真理の合意説」論者として知られている。ただ上述のように、1999年の『真理と正当化』でハーバーマスは、真理概念の理解について理論に修正を加えている。そのためまず第1章は、この立場変更前後で修正が加えられた点と維持された点を簡潔におさえておく。1970年代に真理概念の定義および個々の言明の真理基準として提示されていた「理想的発話状況」ないし〈理想的正当化〉という想定が、1999年の修正でいかに切り詰められることになったのか。またその上で、修正後のハーバーマスが依然として討議の理想化に重要な機能を担わせている点はいかに解釈されるべきなのか。ハーバーマス真理論の変遷を、以上のような問いの下で追跡する。 第2章は、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識実在論」というハーバーマスの立場に不可欠な「言語論的転回」の立役者の一人、リチャード・ローティとの論争を読み解く。立場変更後のハーバーマスが、いかにしてローティ的なコンテクスト主義、ないし自文化中心主義的な誘惑を食い止めているかを確認することが本章の目的である。従来の〈理想的正当化〉の想定は人間の歴史を超えた彼岸を前提する悪しき形而上学となる、というアルブレヒト・ヴェルマーからの批判を受け、『真理と正当化』のハーバーマスは事実的正当化のコンテクスト依存性を以前にも増して真剣に受け取るようになった。それを踏まえた上で、そこから容易に導かれる〈客観性（真理性）を連帯（正当化）に還元する〉というローティのコンテクスト主義路線を、しかしハーバーマスは許容しない。このようなハーバーマスの「プラグマティックに把握された非認識的真理概念」という修正後の立論を、〈討議参加者 vs. 日常的行為者〉というパースペクティヴ転換、および「正当化を超えた準拠点」という二つの観点から明らかにしていく。 第3章では、こうして提示された新たな真理概念が、ヒラリー・パトナムの「内在的実在論」と重ねられている点に注目する。『真理と正当化』にはこの「内在的実在論」への高評価が散見されるにもかかわらず、その出版直後には〈ハーバーマスは実在論の唯一可能なバージョンとしての内在的実在論を不当にも放棄した〉という批判が寄せられた。この反論を向けたカール＝オットー・アーペルとハーバーマスによる〈内在的実在論の取り合い〉を認識論と存	

在論、という二つの側面から眺め直すことで、三角関係を紐解いていく。

続く第4章、第5章（また、第2部第6章）では、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識实在論」の最大の論敵の一人とも言える、ロバート・ブランダムとの論争を取り扱う。ブランダムはハーバーマースに似て、言語のコミュニケーション機能に、また語用論の規範的側面に注目した著作『明示化』を1994年に出版した。ハーバーマースの『明示化』批判を詳しく見つつ、まず第4章では、客観的世界の实在性をめぐる〈認識实在論 vs. 概念实在論〉という論争を扱う。両者の対立は極めて大規模な理論体系全体にかかわる対立でもあり、それはカント主義を標榜するハーバーマースと、ヘーゲルの遺産をより直接に受け継いだブランダムと、という対立の様相を呈することになる。また第5章では——真理論という第1部の主題とは少しずれるが——両者の間にある、コミュニケーション観の違いにも触れる。ハーバーマースの〈相互了解モデル〉とブランダム〈スコア記録モデル〉を裁定し、どちらかに軍配をあげることができるわけではないが、少なくとも両者の直接の論争の間には、取り除いておくべき誤解がある。話し手と聞き手というコミュニケーション参加者たちがどのような態度をとっているのか、というコミュニケーション現象の再構成にかかわる論争に、できる限りの整理をつけておきたい。

上述の通り、続く第2部の主題は「規範的正当性要求」である。ハーバーマースは規範の正しさを「真理類比的」に、すなわち一方で正しさが「真／偽」のような二値的なコードを持ち、しかし他方で（真理性要求とは違い）正しさは实在性を持たない、という仕方で考えている。前者の特徴から、ハーバーマースは自らの立場をメタ倫理学の表現を借りつつ「認知主義」と特徴づけるが、同じ認知主義陣営の根強い一派「道徳实在論」は、後者の特徴によって退けられる。第2部ではこの「道徳实在論」に対するハーバーマースの立場を詳しく見ていくことで、同じ認知主義陣営の中でハーバーマースがとる、普遍主義的な構成主義という立場の位置付けを明確にするとともに、（第1部で扱った真理性要求と合わせて）討議によって認証され得る二つの妥当要求がそれぞれ持つ射程を、〈真理／事実〉〈価値〉〈規範〉という観点から明らかにしていく。

第6章では、『明示化』で提示された「真なる要求は事実である」という一節をめぐる、ハーバーマースとブランダムとの論争を読み解く。規範の正しさにとどまらない、妥当要求すべてにかかわる語用論的な〈言説規範〉と、正当性要求のみにかかわる〈行為規範〉との差異を、本章（および第7章）では明確化していく。この過程で、上の一節にもある〈事実〉と、〈規範〉との区別を解消してしまうブランダムに、カント的な「理論理性と実践理性の区別」を携えるハーバーマースがどのように反論しているかも見ていく。

第7章では、同じく〈言説規範〉と〈行為規範〉の区別をめぐって、盟友アーペルが提示していた「究極的根拠づけ」との論争を確認する。アーペルは討議参加者が不可避に従ってしまっている〈言説規範〉を根拠づける際に、その言説規範が同時に根本的な〈行為規範〉にもなっているのだ、と主張している。これに対してハーバーマースは〈言説規範〉があくまで討議内部で妥当性を持つ規範でしかなく、〈行為規範〉はいかなる仕方でも〈言説規範〉に組み入れられるべきではない、と主張する。前章でのブランダム批判と合わせて、〈言説規範〉と〈行為規範〉とを厳密に区分するというハーバーマースの立場を確認する。

また第8章では、「事実／価値の二分法の崩壊」を主張するパトナムとの論争を取り上げることによって、〈規範〉と〈価値〉を区別する重要性が明らかになる。それは一方で、価値の客観的实在性を前提することによる〈その価値を認知できる能力を備えた人〉を介したパターンリズムに陥らないための方策となり、また他方で、共同体を超えたレベルでの普遍主義的な規範を論じるための理論的基盤となる。事実と価値の区別、そして価値と規範の区別を揺るがそうとするパトナムの「価値实在論」の問題を浮き彫りにしつつ、ハーバーマースの構成主義的な〈規範の普遍主義〉の内実を改めて明らかにしておく。さらに同章に付した補論においては、ジョン・マクダウェルによる「徳」の理論を伴った道徳实在論も取り扱うことで、ハーバーマースによる道徳实在論批判が、「徳」を基盤とする倫理学（の少なくとも一端）にまで射程を持つものであることを確認しておく。

以上、「言語論」「カント主義」「プラグマティズム」「認識实在論」が複雑に絡み合ったハーバーマースの立場の全体像が、（それぞれ別個にひとつずつ説明するわけではないが）積み重ねられた論争の精読から明らかになる。本論全体の結論部では、全体をまとめつつ、残された課題に触れておく。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (佐々木 尽)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 舟場 保之
	副 査 大阪大学 教授 中村 征樹
	副 査 大阪大学 准教授 嘉目 道人
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： ハーバーマスの理論哲学

「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識实在論」をめぐって

学位申請者 佐々木 尽

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 舟場 保之

副査 大阪大学教授 中村 征樹

副査 大阪大学准教授 嘉目 道人

【論文内容の要旨】

本論文は、『真理と正当化』（1999/2004）で示された「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識实在論」というハーバーマス自身の立場を、その真理論の変遷やブランダム、ローティ、パトナムらとの論争を再構成することによって明らかにしようとするものであり、2部8章立ての本文と序章および結論からなるA4判169頁（400字詰め原稿用紙換算で約507枚相当）の分量をもつ。

第I部では、ハーバーマスの真理論が主題化される。第1章では、真理の合意説が、対応説、明証説、整合説との対比によって特徴づけられるとともに、ハーバーマスが1970年代から1980年代、そして『真理と正当化』へと、その真理論をどのように変容させているかが、主として「理想的発話状況」の身分をめぐって探究される。第2章では、『真理と正当化』において従来の真理概念が修正されるに至る経緯が、認識的真理概念およびコンテクスト主義に対する批判を通じて明らかにされる。両者を批判することによって、ディスクルスの真理概念はプラグマティックな非認識的真理概念へと修正されるとともに、従来からとられていた立場である弱い实在論は堅持されることが示される。第3章では、パトナムによる内在的实在論およびアーペルからの批判を参照軸として、ハーバーマスの修正案をどのように位置づけることができるかが明らかにされる。真理を理想的な正当化と同一視しないことによって、ハーバーマスはアーペルとは袂を分かつことになるが、しかし形而上学的实在論を採用することはなく、あくまで内在的实在論を維持することによって、パトナムに近い立場が保たれるのである。第4章は、ヘーゲル主義の流れを汲む分析哲学者であるブランダムの概念实在論に対するハーバーマスの批判が検討されることによって、カント主義的な認識实在論というハーバーマスの立場が明確に描き出される。ブランダムの議論では、学習を説明することができないと同時に、体系が閉じられてしまうが、これに対して認識实在論は閉じない体系を前提とするものである。第5章は、前章に続いてブランダムとの対決から、ハーバーマスの議論が特徴づけられる。ブランダムの方法的個人主義に則ったスコア記録モデルが主張可能であるのは、概念实在論を前提としているからであるが、ハーバーマスが考える实在は信念変更を要求するものであり、そこではコミュニケーション参加者たちが相互了解を通じて知を共有することこそが強調される。第II部では、真理性に類比的な規範的正当性が主題化され、ハーバーマスの議論が特徴づけられる。第6章では、規範的なものを事実的なもの

の下位区分と考えるブランダムに対して、「事実確認的言明と規制言明は同化されてはならない」とするハーバーマスは両者を明確に区別するのであり、ここに道徳的實在論に対するハーバーマスの批判が見出されることになる。第 7 章では、ハーバーマスの盟友であり超越論的語用論者であるアーペルとの論争から、ハーバーマスが言説規範と行為規範をふたつの異なる規範として截然と区別することが明らかにされる。こうした区別が行われる理由は、哲学的パターンリズムに陥ることの回避に求められる。第 8 章では、価値實在論を前提とすることによって規範に関する認知主義を主張するパトナムとの論争が再構成されることにより、ハーバーマスはエリート主義およびパターンリズムを批判しつつ穏当なミニマリストとして認知主義を確保することが、説得的に論じられる。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識實在論」というハーバーマスが自身の理論的立場として提示した「チンプンカンプン」（三島憲一）な規定を、1970 年代の論文から『真理と正当化』に至るまでの議論展開を丹念に再構成することによって解き明かそうとする労作である。ハーバーマスの理論哲学は、ハーバーマス自身が認めるように、『認識と関心』（1968）以来、少なくとも主題化されることはなかった領域であり、他の領域に比べて、読まれるべき先行研究は非常に限られている。また、『真理と正当化』に結実した論争は、ブランダムやローティ、パトナムといったいわゆる分析哲学者たちとのものであり、ハーバーマスの理論を理解するにはこれら分析哲学者たち自身の理論にも精通する必要がある。こうした点を踏まえるとき、本論文は非常に有意義なものであり、またこの領域における今後の研究活動がかならずや参照するものとなることは明らかである。第 I 部において、真理論が主題化されているわけではない著作の細部まで視野を広げ、真理概念が修正される前段階に修正の契機を見出す点は、佐々木氏の慧眼であり、修正案に説得力をもたせている。また、真理を理想化された正当化とすることを断念するとき、容易に招きうることになるコンテキスト主義を批判し、しかしコンテキスト主義を批判するときに考えなくなる形而上学的實在論には弱い實在論を対置するという、ハーバーマスによる諸理論の配置が、非常に明快にたどられている点には、優れた文献読解能力と問題分析能力が認められる。第 II 部においては、真理に類比的な規範的正当性についての議論が展開され、論文全体に厚みが与えられている。ブランダムとの論争を再構成することによって、事実と規範の区別を重視し道徳的實在論をとらない点、アーペルとの論争を再構成することによって、言説規範と行為規範の区別を重視し討議による行為調整に可能性を認める点、パトナムとの論争を再構成することによって、価値實在論をとることなく手続き主義を徹底する点、これらハーバーマスの政治的スタンスに直結する発想が明確に論じられていることも、特筆すべきである。

なお本論文は、各章の議論そのものは緻密であり、構成も完成度が高い。しかし各章のつながりは、必ずしも明確な有機的連関をもっているとは言えず、論文全体としてのストーリー性に乏しい。また、真理論をめぐるブランダムやローティ、パトナムらとの論争の再構成については細部にわたるまで、非常に詳細に行われているが、佐々木氏自身がこれら論争についてどのように考えているのかが示されることはほとんどなく、ほぼ交通整理に尽きしまっている。さらに、論文のタイトルが理論哲学であるにもかかわらず、第 II 部では主として規範が扱われていることなど、なお改善すべき不十分な点が散見される。とはいえ、これらは必ずしも本論文が、真理論を主題とするハーバーマスの理論哲学が到達した地点を明確にするべく、論争相手との論争を厳密かつ正確に再構成したその画期的な成果を損なうものではない。ここには、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティズム的認識實在論」がいかなるものであるのかが十分に示されている。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。